

令和5年5月8日

お客さま各位

カードローン契約規定等の改正について

大地みらい信用金庫

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和5年5月8日より、信金ギャランティ株式会社保証付きカードローンの契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規定等

(1) 対象商品「大地みらいきゃつする」および「シルバーきゃつする」

①カードローン契約規定

改定後	改定前
(新規貸越の停止) 第4条 ④ 借主が死亡したとき	(新規貸越の停止) 第4条 ④ 追加
(期限前の全額返済義務) 第10条 ⑥ 削除	(期限前の全額返済義務) 第10条 ⑥ 借主に相続の開始があったとき。

②保証委託約款

改定後	改定前
(求償権の行使) 第6条 ④ 削除	(求償権の行使) 第6条 ④相続の開始があったとき。

2. 主な改定事項

「カードローン規定」等に記載されている期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除いたしました。

また、カードローンをご契約されているお客さまが亡くなられた場合において、相続が開始されたことをもって期限の利益喪失事由とはいたしませんのでお知らせいたします。

カードローンを相続された場合、相続後のお手続きにつきましてはお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

3. 変更の効力発生日 : 令和5年5月8日(月)より

以上